| | | | |
|---|---|---|---|
| 射屋 | 射屋 | 標的 | バックストップ |
| 一　射屋が、射座からバックストップまでの全体を覆うようにできていること。<br>二　射屋の天井、側壁及び床は、それぞれ次の構造であること。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　射座及び射撃線から射撃方向に向かつて三メートル以内の天井及び側壁が鉄板又はコンクリートでできているときは、厚さ十センチメートル（三センチメートル）以上の木材で覆つてあること。<br>ホ　ニ以外の部分の天井、側壁、床等に危険な跳弾を起こすおそれのある部分があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のもので覆つてあること。<br>三　［略］ | ［略］ | ［一・二　略］<br>三　標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。 | ［略］ | 一　標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバックストップがあること。<br>二　バックストップが、射屋の天井及び側壁と密着していること。<br>三　射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバックストップの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。 | ［略］ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 射屋 | 射屋 | 標的 | バツクストツプ |
| 一　射屋が、射座からバツクストツプまでの全体をおおうようにできていること。<br>二　［同上］<br>［イ～ハ　同上］<br>ニ　射座及び射撃線から射撃方向に向かつて三メートル以内の天井及び側壁が鉄板又はコンクリートでできているときは、厚さ十センチメートル（三センチメートル）以上の木材でおおつてあること。<br>ホ　ニ以外の部分の天井、側壁、床等に危険な跳弾を起こすおそれのある部分があるときは、その跳弾を防止することができる程度に、その部分を木質のものでおおつてあること。<br>三　［同上］ | ［同上］ | ［一・二　同上］<br>三　標的の保持枠は、木製であつて、弾丸の当たるおそれのある部分に金属が露出していないもの（公称口径二十二のへり打ちのライフル銃のみを使用する射撃場にあつては、危険な跳弾を起こすおそれのないもの）であること。 | ［同上］ | 一　標的の後方の位置に、厚さ三メートル以上（一メートル以上）の土層でできているバツクストツプがあること。<br>二　バツクストツプが、射屋の天井及び側壁と密着していること。<br>三　射撃場に、発射弾による危害を防止するために有効と認められる特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場のバツクストツプの構造設備の基準は、一及び二の規定にかかわらず、都道府県公安委員会が定める構造設備とすること。この場合において、都道府県公安委員会が定める構造設備は、一及び二に定める基準と同等程度の効果を有することとなるものでなければならない。 | ［同上］ |